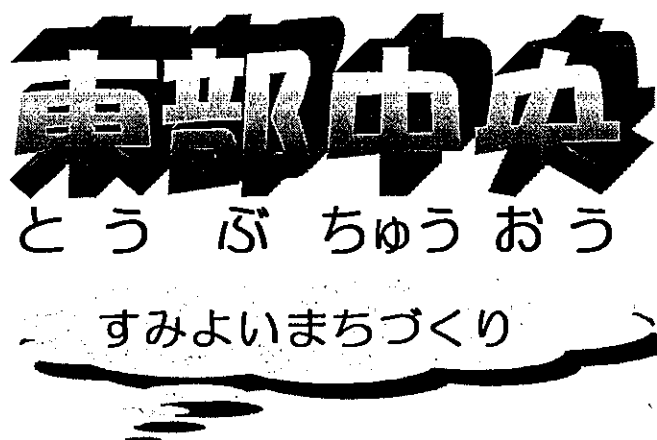




白岡駅東部中央土地区画整理事業
平成21年5月1日発行 第22号
発行 白岡町都市整備課
土地区画整理事務所
白岡駅東部中央担当
〒349-0292 白岡町大字千駄野432番地
TEL 0480-92-1111

日頃より、土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、昨年度も皆様方のご協力により、道路や上・下水道等の工事を順調に進めることができました。改めてお礼を申し上げます。

今年度も引き続き道路や上下水道等の工事をはじめ、仮換地の指定区域および使用収益開始区域の拡大を順次進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

1. 事業の進捗状況についてお知らせいたします

白岡駅東部中央土地区画整理事業の進捗状況についてお知らせいたします。

事業の進捗率につきましては、総事業費ベースで約39%となっております。

また、仮換地の指定率につきましては、地区内全体の宅地面積のうち78.7%となっており、使用収益の開始率については、24.8%となっております。

今後も事業の早期完了向け、より一層努力をしてまいります。

(各数値は、平成21年3月末現在のものです。)

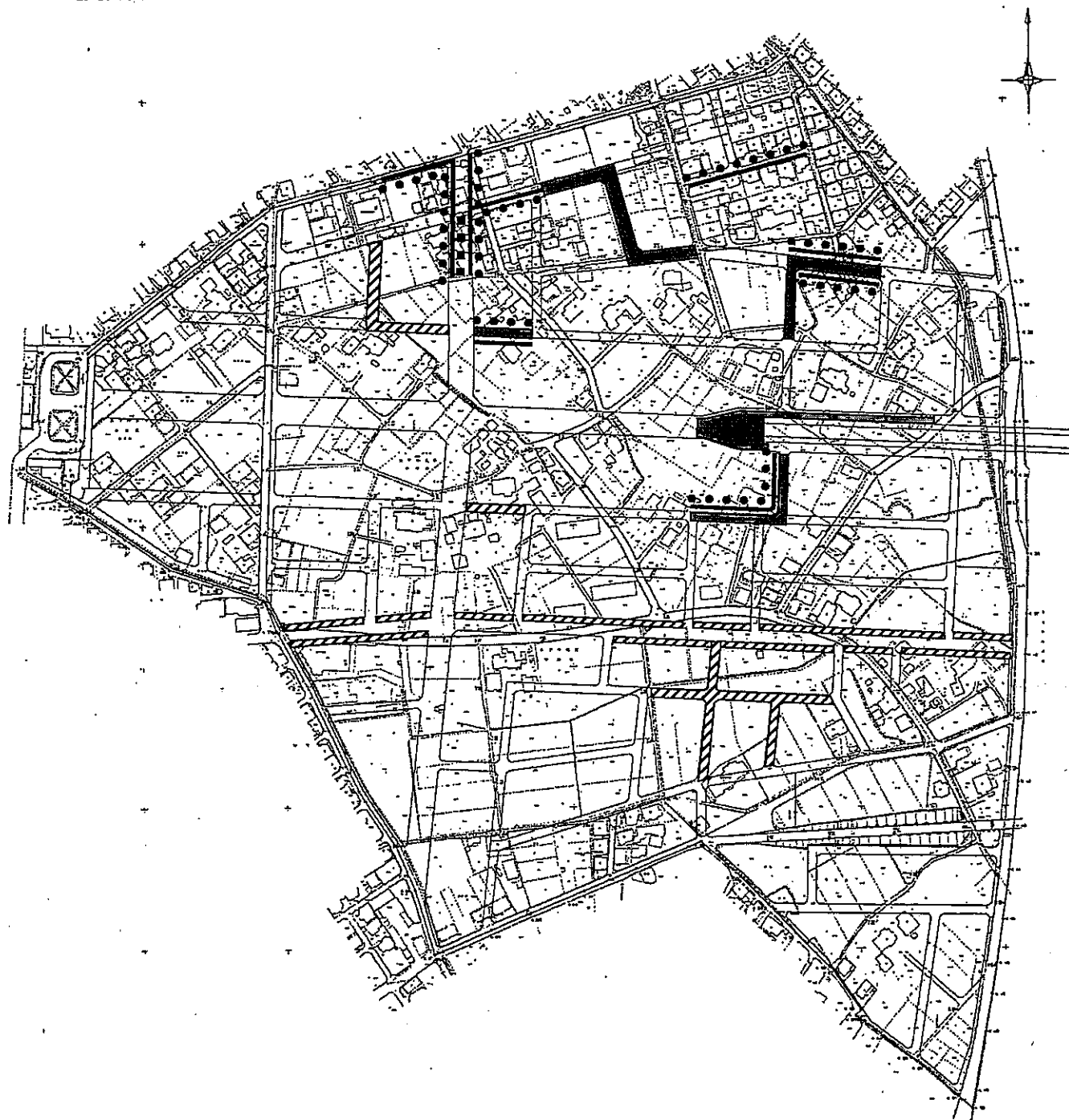
2. 平成21年度の工事の予定をお知らせします

平成21年度に予定をしております工事については、道路、上・下水道、雨水函の新設工事、街路(歩道)の舗装工事など各工事を実施する予定となっております。

工事場所につきましては、2ページの「工事予定箇所図」をご参照ください。

.....
工事期間中は道路の通行規制をはじめ、騒音や振動など皆様にはご不便とご迷惑をお掛けすることとなりますが、安全対策等に十分配慮しながら進めてまいりますのでご協力をお願い申し上げます。
.....

平成21年度工事予定箇所位置図



※工事場所については本紙作成時点での予定であり、変更や中止をすることがありますので予めご了承ください。

街路の新設工事	
水道管の新設工事	
污水管の新設工事	
雨水函の新設工事	
街路・歩道の舗装工事	

3. 下水道供用開始区域の拡大について

昨年度実施しました下水道（污水管）の工事に伴い、下水道の使用できる区域が広がりました。（供用区域図は次ページのとおりです。）

なお、道路に埋設されています、下水道本管から宅地内（取り付け管まで）への工事は、設置場所等の要望をお聞きしながら、1宅地1箇所を土地区画整理事務所で設置しますので、下水道の取り付け管の設置を希望される方は土地区画整理事務所までお早めにご相談ください。

（取り付け管から先の宅地内の排水設備につきましては、個人負担となります。）

4. ガスの供給事業について

都市ガス等の供給については、土地区画整理事業において整備をする計画はありませんが、民間のガス供給事業者が当土地区画整理地区内を含めた区域でガスの供給事業に関する認可を取得し、現在一部の道路でガス管の埋設工事が進められています。

今後、ガス事業者が供給の希望などを伺うこともあるかと思いますが、加入についてはご自身のご判断でお願いします。

ガスの供給に関すること（供給の時期など）やガス管埋設工事に関することなどは、供給元の事業者（新日本ガス㈱：0480-29-3893）へ直接お問い合わせください。

5. 各種証明書の申請について

建物の建築に伴う申請や登記、金融機関からの融資、農地転用などの手続きの際に、各種証明書が必要となることがあります。証明書は町で発行しますので、必要な場合には担当までお申し出ください。

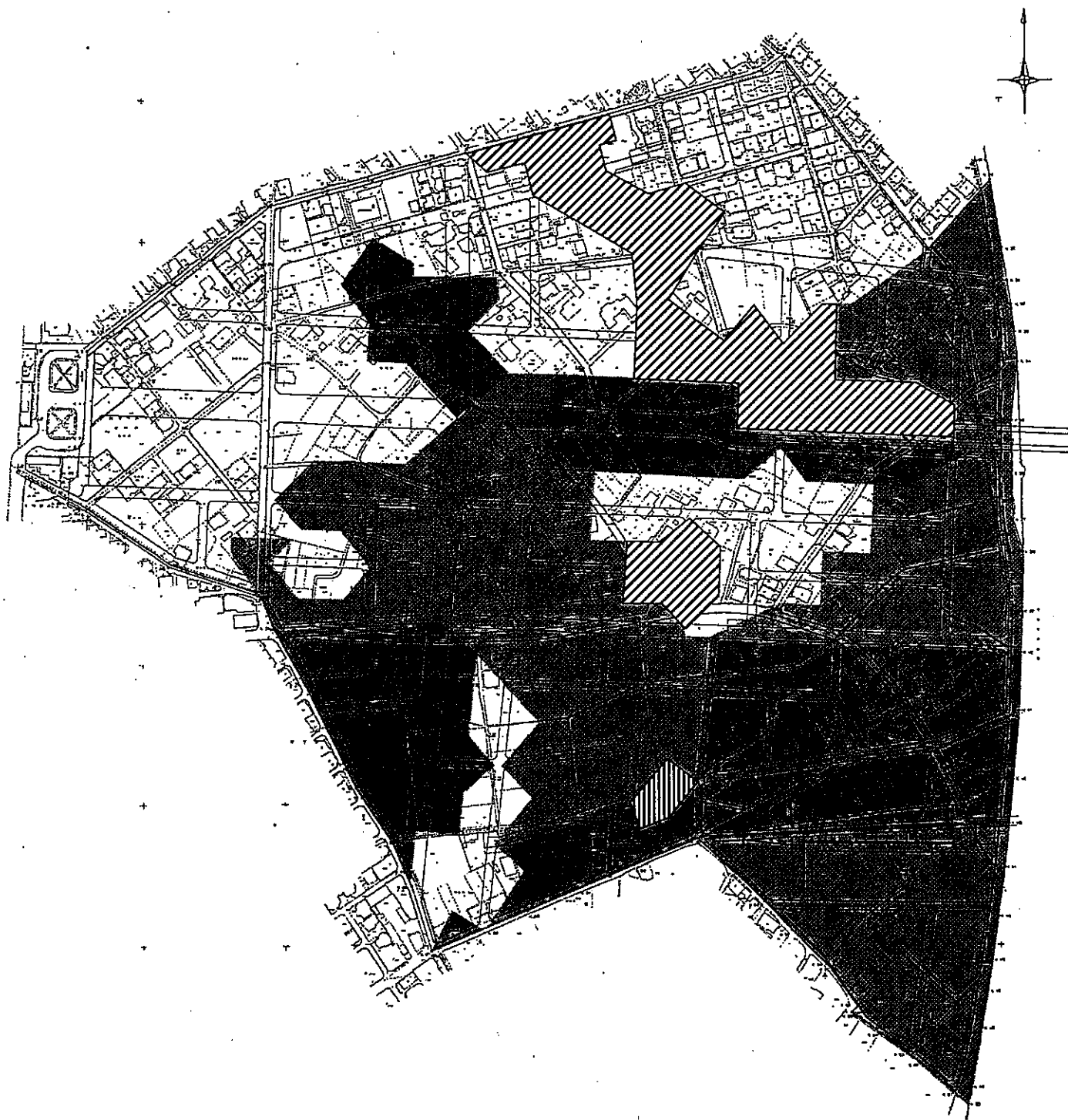
（申請書は窓口に備え付けているほか、町の公式ホームページからダウンロードすることもできます。）

なお、土地所有者以外の第三者の方が申請される場合は、土地所有者からの委任（委任状）が必要となりますのでご注意ください。

また、「底地証明」「仮換地証明」については、仮換地指定がなされている土地に限り発行します。

※ 証明書の交付は、原則として申請をした日の翌日以降となります。

下水道供用開始区域図



	供用開始済みとなっている区域
	平成21年3月末に供用開始された区域

6. 建物を建てる場合などには手続きをお願いします

事業地区内において建築行為等（建物の新增築、土地の掘削・盛土、ブロック塀やコンクリートの打設などの外構工事、工作物等の設置・たい積等も含みます。）を行うときは、土地区画整理法第76条の規定により、許可が必要になります。

建築行為等が可能かどうかは、町が行う道路工事等の進捗状況や区画整理前後の土地の位置、形状等によって個々に判断することになります。例えば、仮換地が指定された土地であっても、工事や建物移転の事情等により、ただちに仮換地を使用できない場合や、仮換地は使用できても、接道の状況等建築基準法上の要件を満たしていない場合などにより、建築行為等ができないことがあります。

なお、やむを得ない事情等により工作物等の建築行為等を行う場合には、「その建築物等が事業施行の障害となったときの移転経費等は自己負担になります」といった内容の許可条件を付けさせていただくことがありますのでご了承ください。

もし、許可条件に反して、または許可を受けずに建築行為等を行った場合には、設置者または土地所有者の負担により、原状に回復または移転、除却をしていただくことがあります。

土地区画整理事業の施行の障害とならないよう、また皆様の二重投資を防ぐためにも、地区内で建築行為等を計画される場合には、あらかじめ当土地区画整理事務所へご相談ください。

7. 土地の所有権の移転、分合筆について

土地の売買・相続・贈与等の所有権移転については、換地処分後の一時期を除き、いつでも行うことができますが、現在の土地の状況だけではなく、仮換地（または仮換地案）の位置・形状・面積等を十分考慮したうえで行ってください。

土地の分筆・合筆をされる場合、仮換地（または仮換地案）についても分割・合併が生じることになりますので、仮換地（または仮換地案）を将来どのように利用されるのか考え、分筆・合筆をされるようお願いいたします。

なお、これら土地の異動については、届出等が必要になりますので、あらかじめ当土地区画整理事務所へご相談ください。

8. 農地の転用・土地改良区からの除外について

農地を転用される場合には、農業委員会へ届け出る前に、当土地区画整理事務所において、従前地の面積と仮換地（または仮換地案）の面積との整合について確認してください。以後の転用面積の把握に支障が生じる場合があります。

また、田について見沼土地改良区受益地から除斥するときは、あらかじめ当土地区画整理事務所において除斥面積の確認をしてください。

なお、除斥等の手続きが済んでいない場合、翌年度以降も土地改良区賦課金（水利費）が賦課徴収されることがありますのでご注意ください。

土地区画整理事業の進捗状況等については、本誌をはじめ種々の方法でお伝えしてまいります。また、本誌の内容や土地区画整理事業について、ご不明な点やご意見・ご相談などがございましたら、土地区画整理事務所担当までお問い合わせください。

（電話：0480-92-1111 内線227）